

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	美幌町国民健康保険資格管理・給付関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、国民健康保険資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格管理・給付関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

評価実施機関名

美幌町長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付関連事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・被保険者の届出による資格の得喪、変更の事務処理及び台帳整理。・被保険者の届出による資格の得喪、変更の都道府県単位で管理するための資格継続業務。・被保険者証、限度額適用認定証等の審査を行ったうえでの関係証の交付。・高額医療費等の申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経たうえでの被保険者への処理。・同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の情報を管理するための高額該当の回数の引き継ぎ業務。・番号法においては、別表第一に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務に個人番号を用いる。・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に関連し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を提供。
③システムの名称	システム1(保険税賦課システム)、システム2(資格管理システム)、システム3(給付システム)、システム5(団体内統合宛名システム)、システム6(中間サーバ)、システム7(国保総合PC)、システム8(医療保険者等向け中間サーバ等)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル、住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 番号利用法第9条第1項(利用範囲) 番号利用法別表第一 第30項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれているもののうち、第二欄(事務)が「国民健康保険資格管理・給付関連事務」に関わる項(42, 43) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 87, 93, 106) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美幌町町民生活部戸籍保険課
②所属長の役職名	戸籍保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている

スクへの対策は十分か	[]	2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	5—②	環境生活主幹 大場正規	環境生活主幹 佐々木斉	事後	
平成29年6月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の事務処理及び台帳整理。 ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の都道府県単位で管理するための資格継続業務。 ・被保険者証、限度額適用認定証等の審査を行ったうえで関係証の交付。 ・高額療養費の申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経たうえで被保険者への処理。 ・番号法においては、別表第一に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の事務処理及び台帳整理。 ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の都道府県単位で管理するための資格継続業務。 ・被保険者証、限度額適用認定証等の審査を行ったうえで関係証の交付。 ・高額療養費の申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経たうえで被保険者への処理。 ・同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の情報を管理するための高額該当の回数の引き継ぎ業務。 ・番号法においては、別表第一に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムとの情報連携を行うための自庁システムの改修をし、国保連合会との連携テストを開始するため。
平成29年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	国民健康保険資格システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムとの情報連携を行うための自庁システムの改修をし、国保連合会との連携テストを開始するため。
平成30年4月1日	5—②	環境生活主幹 佐々木斉	環境生活主幹 渡邊 靖行	事後	
令和1年7月1日	新様式への変更				
令和1年12月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム	システム1(保険税賦課システム)、システム2(資格管理システム)、システム3(給付システム)、システム5(団体内統合宛名システム)、システム6(中間サーバ)、システム7(国保総合PC)、システム8(医療保険者等向け中間サーバ)	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・自庁システムから市町村事務処理標準システムへのデータ移行作業を開始するため
令和2年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の事務処理及び台帳整理。 ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の都道府県単位で管理するための資格継続業務。 ・被保険者証、限度額適用認定証等の審査を行ったうえで関係証の交付。 ・高額療養費の申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経たうえで被保険者への処理。 ・同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の情報を管理するための高額該当の回数の引き継ぎ業務。 ・番号法においては、別表第一に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の事務処理及び台帳整理。 ・被保険者の届出による資格の得喪、変更の都道府県単位で管理するための資格継続業務。 ・被保険者証、限度額適用認定証等の審査を行ったうえで関係証の交付。 ・高額療養費等の申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経たうえで被保険者への処理。 ・同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の情報を管理するための高額該当の回数の引き継ぎ業務。 ・番号法においては、別表第一に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に関連し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を提供。 	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを介し、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に関連し、医療保険者等向け中間サーバー等へ情報の提供を開始するため
令和2年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム	システム1(保険税賦課システム)、システム2(資格管理システム)、システム3(給付システム)、システム5(団体内統合宛名システム)、システム6(中間サーバ)、システム7(国保総合PC)、システム8(医療保険者等向け中間サーバ)	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを介し、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に関連し、医療保険者等向け中間サーバー等へ情報の提供を開始するため
令和2年9月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第30項	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一第30項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 番号利用法別表第一 第30項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを介し、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に関連し、医療保険者等向け中間サーバー等へ情報の提供を開始するため
令和2年9月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれているものうち、第二欄(事務)が「国民健康保険資格管理・給付関連事務」に関する項(42、43) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、87、93、106) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれているものうち、第二欄(事務)が「国民健康保険資格管理・給付関連事務」に関する項(42、43) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、87、93、106) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを介し、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に関連し、医療保険者等向け中間サーバー等へ情報の提供を開始するため
令和2年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和2年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和3年7月9日	5—①	美幌町民生部環境生活グループ	美幌町町民生活部戸籍保険課	事後	
令和3年7月9日	5—②	環境生活主幹 渡邊 靖行	戸籍保険課長	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動毎の変更を不要とするため氏名削除(本来氏名記載は不要)
令和3年7月9日	7 請求先	美幌町(総務部総務グループ)	美幌町(総務部総務課)	事後	
令和3年7月9日	8 連絡先	美幌町(総務部総務グループ)	美幌町(総務部総務課)	事後	
令和3年7月9日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和3年7月9日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和4年7月21日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の改正に伴い項ずれが生じたため
令和4年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和5年1月6日	3.個人情報の利用 法令上の根拠	記載なし	公金口座情報の提供事務についての記載	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあてため、評価の再実施を行う
令和5年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和6年7月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年7月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	